平成２８年（フ）第３１２号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目４番７号
プチメゾン305号
破産者　小堀　健司
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
埼玉県行田市持田１丁目３番27号
破産者　清水　　慧
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５１号
埼玉県熊谷市弥生２丁目10番地　ローヤルマンション熊谷603
破産者　一二三鉄也
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６５号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1709番地の１グランドゥ・ファミーユ102号、破産手続開始時の住所埼玉県行田市大字小針3620番地
破産者　森　　康子
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７８号
埼玉県本庄市見福２丁目23番７号
破産者　高橋　英子
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２７３号
福井県鯖江市日の出町７－１、住民票上の住所福井県越前市松森町第34号21番地
破産者　岸本　雅雄（旧姓土谷）
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
福井県越前市朽飯町11―15―４、住民票上の住所福井県越前市市野々町第10号13番地
破産者　小川　　豊
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
福井市八ツ島１丁目610番地、旧住所福井市二の宮５丁目15番12号
破産者　宇野　玄峰
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
福井市中荒井町507番地
破産者　石丸　　豊
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２８号
札幌市白石区北郷２条１丁目１番12号　ピア21―101号
破産者　岡田　　克
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３２号
仙台市青葉区落合３丁目17番25号
破産者　佐藤　憲哉
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７９号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目12番地15
破産者　池田　みか
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６３０号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田589番地20
破産者　服部　壽光
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６４５号
埼玉県比企郡川島町大字下伊草302番地１リバーサイドホソノＡ101号室
破産者　釘本　真史
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６７６号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1416番地４　藤美ハイツＡ―201号、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目13番21―103号　フレンズサクラ
破産者　藤田恵美子
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６８号
埼玉県所沢市大字上安松858番地の４　コーポ松井103、前住所埼玉県所沢市大字北秋津656番地の２　グリーンシティ所沢２―105
破産者　田中　真夫
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８８２号
名古屋市守山区大森５丁目2212番地　ハートイン大森206号
破産者　松田　史生
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６４号
名古屋市北区山田１丁目10番22号　大曽根プレイス606号
破産者　澤田　　陵
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部